

野田市環境美化条例の一部を改正する条例（案）に対する パブリック・コメント手続の意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市環境美化条例の一部を改正する条例（案）

2 意見の募集期間

平成 26 年 11 月 19 日（水）から平成 26 年 12 月 18 日（木）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	8 人	16 件
②提出方法	直接持参	2 人 2 件
	郵送	2 人 2 件
	F A X	1 人 4 件
	E メール	3 人 8 件
③計画等に反映した意見		3 件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	第 1 条（目的）、第 2 条第 6 号（定義） 犬等の野外でのブラッシングやカット等を禁止してほしい。	抜け毛の多い動物のブラッシングした毛は、飛散する可能性が高く迷惑行為でありますので、次のとおり修正します。 第 1 条「飼い犬等の排泄物」を「飼い犬等の排泄物等」に、第 2 条第 6 号の「排泄物 主にふん尿をいう」を「排泄物等 主にふん尿又はブラッシングした毛」に、第 3 条「飼い犬等の排泄物」を「飼い犬等の排泄物等」に、第 8 条第 3 号「飼い犬等の排泄物」を「飼い犬等の排泄物等」とします。	修正有り
2	第 1 条（目的） 第 8 条 5 号に「置き看板、のぼり旗、はり札等を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）すること。」	第 1 条の「路上等喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物の放置等を防止する」には、第 8 条第 4 号及び第 5 号を含む禁止行為の目的が含まれております。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	を追加するのであれば、第1条に「その他必要な事項を定めることにより」を明記しては。		
3	第2条第3号（定義） 「飲料を収納し」の「飲料」を「食・飲料」に。コンビニ、スーパーなどで販売の弁当類容器のポイ捨てが目立ちます。生活雑貨のポイ捨ても目立つので、これも入れましょう。	頂いたご意見から、分かりやすいように「飲料を収納し」を「飲食物を収納し」に修正します。	修正有り
4	第2条第7号（定義） 「建物又は工作物の所有者、管理者又は占有者の意思に反し、当該建物又は工作物に」をペイントの前に明記しては。	落書きは、定義で「図形等を読みだりに書くことをいう」としており、御指摘の「所有者、管理者又は占有者の意思に反し」は、これに含まれると考えております。	修正無し
5	第6条（土地等所有者等の責務） 大賛成です。「市が実施する特定施策」の策定を急いでもらい、その際は市報等で大々的に広報して下さい。	条例施行後、重点区域の設置や、啓発物資の配布を含むキャンペーン等の特定施策を実施し、市報等で周知していく予定です。	修正無し
6	第6条（土地等所有者等の責務） 「土地等所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物にポイ捨て、落書きが行われないようにするため、必要な措置を講じなければならない。」にしては。	壁や塀の落書きについては、防止策を講じる手立てが難しく、管理者の責務とするには難しいと考えます。	修正無し
7	第8条第1号（禁止行為） 「イ 道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿（携帯用にたばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。）を使用し、喫煙する場合」は不要だと考えます。停止して携帯用灰皿を使用して喫煙することが可能であれば、副流煙問題もあり、また注意された時に止まれば良いという曖昧な運用になることが予想されます。	本条例（案）は、歩行者の安全や地域美化等の観点から迷惑喫煙の防止を図るとともに、たばこの火による通行人の火傷を防止するための歩行喫煙を防止するもので、喫煙自体を禁止しているものではありません。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
8	第8条第1号（禁止行為） マナーを守って携帯用灰皿を使用し喫煙できることに賛同します。 併せて、ポイ捨て防止のためのマナー啓発キャンペーンや携帯灰皿の無料配布等をしていただくことを要望します。	条例施行後、喫煙マナー向上への啓発キャンペーンを実施する予定です。 携帯灰皿の無料配布については、今後のキャンペーンの在り方についての御意見として承ります。	修正無し
9	第8条第1号（禁止行為） この条例案では、公共の場所における喫煙が制限されており、たばこの売上減少を心配しております。公共の場所の喫煙の制限には反対です。 仮に改正案どおり公共の場所での喫煙を制限するのであれば、すべての公共の場所への喫煙所設置を要望します。 全国の多くの自治体が、路上喫煙禁止条例の有無にかかわらず、環境美化と喫煙マナー向上を目的に喫煙所を設置しています。これは、多くの自治体が、喫煙所の設置が環境美化と喫煙マナー向上に有効であると評価している結果だと認識しております。 東京都のすべての区で、また、政令指定都市でも20市中18市において喫煙所が設置されております。 このことから、公共の場所における一層の環境美化と喫煙マナー向上には、喫煙所の設置が有効だと考えます。 また、携帯灰皿普及のため、市による無料配布の実施を併せて要望します。 （喫煙所の設置要望について同意見1件あり）	条例（案）では、公共の場所の管理者が指定した場所及び道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿を使用する場合の喫煙は可能となっております。市では喫煙者の責任で吸殻を処理していただくのが最善であると考えております。また、近隣市で喫煙所を設置したところ、臭いの苦情が多く、撤去した事例もあることから、市として喫煙所を設置する考えはありません。 なお、携帯灰皿の無料配布については、今後のキャンペーンの在り方についての御意見として承ります。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
10	第8条第3号（禁止行為） 第2条6号の排泄物が「主にふん」から「主にふん尿」になりましたが、ふんは固形物で持ち帰りはできますが、尿はどのように処理したらいいのでしょうか。犬にパンツをはかせて散歩するか、排泄後、ペット用のシートで尿を吸収するかを考えていますが、何れも、ゴミの量が増えます。何かいい処理方法を書いてください。	尿を希釈することで、臭いや尿の成分が拡散され则认为しております。現実的に洗い流すまでの処理は難しいため、水を入れたペットボトル等を携行し、排尿後に水で数倍薄めるなどの処理をお願いいたします。 しかし、ふんの放置禁止については、飼い主に浸透してきましたが、尿については、ご意見にあるように、ほとんどの飼い主が、放置しないための方法もわからないというのが、現状であると認識しています。このため、附則において、『尿の放置については、当分の間、過料の対象外』と規定し、市として啓発を行うことにより、飼い主の理解を求めていくこととします。	修正有り
11	第9条（指導及び勧告） 「千葉県屋外広告物条例により除去する。」と明記しては。	放置された置き看板等の除去については、千葉県屋外広告物条例に基づき措置されます。	修正無し
12	第10条（環境美化区域の指定等） 環境美化区域を指定した場合、区域から外れた場所、特に環境美化区域との境界あたりに逆にポイ捨てや路上等の喫煙が増えるのではないかと。思います。	環境美化区域の指定については、平成9年度から条例化しており、現在8地区指定しておりますが、環境美化区域との境界付近にポイ捨てが増えているとの報告は聞いておりません。	修正無し
13	第12条（過料） 「第9条の規定による勧告に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する」の文言では、効果が薄いと感じます。勧告に従うというのであれば、見つかってしまい勧告された場合のみ路上喫煙をやめればよく本当の抑止力には繋がらない。また、2万円以下の過料の具体的な金額は誰が決めるのかよくわかりません。本気で路上喫煙の防止を目指すのであれば、勧告は不要であり、一	本条例（案）は、過料を科して強制するよりも、事業者、市民等、土地等所有者等、飼い主及び市が一体となり、路上等喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物の放置等を防止することにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進することを目的としております。当面は指導及び勧告により迷惑行為を無くしていきたいと考えております。 また、2万円以下の過料の具体的な金額については、第13条	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	律 2 千円徴収などの制度にすべきと考えます。	(委任) の「条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」に基づき、野田市長が制定する「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例施行規則(条例施行と同時施行の予定)」で定めることとし、金額は近隣市同様の 2 千円とする予定です。	
14	第 1 2 条 (過料) 対象の「第 8 条第 1 号から第 4 号までに掲げる行為をした者であって、第 9 条の規定による勧告に従わなかったもの」はよいとして、重点区域に限定する必要はありません。過料の額はその上限が法律で定まっていなければ、2 万円以下では低いです。少なくとも 1 0 万円以下に引き上げるべきです。	過料の額は、地方自治法第 1 4 条第 3 項で、「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反したものに対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、1 0 0 万円以下の罰金、拘留、科料、若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と規定されており、本条例(案)では、近隣市の中で一番高い 2 万円以下と同額としましたが、当面は、近隣市同様、規則で 2 千円とする予定です。	修正無し
15	その他 野田市でも高齢者が増えてきますが、野良猫、地域猫対策が必要ではないでしょうか。たまに、猫にエサをやっている人を見かけます。エサをあげている人は満足しているようですが、その近所ではふん尿が問題になっているはずです。	野良猫のふん尿については、飼い主が決まっていなかったため条例で規制することは困難ですが、野良猫対策は、今後の重要な課題と考えております。野良猫に餌を与えるだけでは、飼い主不明の猫が集まり、子猫が生まれ、結果として野良猫が増えてしまいます。このため、餌を与えるのであれば、「不妊・去勢手術の実施」「ふんの始末」「周辺住民の理解」など、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こさないようにしなければなりません。市では、千葉県と協力し、必要な啓発・指導を実施するとともに、地域猫活動についての研究を進めてまいります。	修正無し